

広情個審第29号

令和元年7月2日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年11月7日付け広市教学学第99号及び第100号、同年12月13日付け広市教学学第121号、平成29年1月16日付け広市教学学第128号から第131号まで、同年2月23日付け広市教学学第150号及び第151号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第183、184、186、197～202号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成28年11月7日付け広市教学学第100号の諮問事案（諮問第183号事案）
平成28年7月22日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年8月5日付け広市教学学第30号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月13日付け審査請求
- ② 平成28年11月7日付け広市教学学第99号の諮問事案（諮問第184号事案）
平成28年6月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年7月15日付け広市教学学第18号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月13日付け審査請求
- ③ 平成28年12月13日付け広市教学学第121号の諮問事案（諮問第186号事案）
平成28年9月8日付けの公文書開示請求2件に対し、実施機関が同年10月21日付け広市教学学第94号で行った公文書部分開示決定に対する同年10月25日付け審査請求
- ④ 平成29年1月16日付け広市教学学第128号の諮問事案（諮問第197号事案）
平成28年9月13日付けの公文書開示請求3件に対し、実施機関が同年10月27日付け広市教学学第96号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑤ 平成29年1月16日付け広市教学学第129号の諮問事案（諮問第198号事案）
平成28年9月14日付けの公文書開示請求2件に対し、実施機関が同年10月27日付け広市教学学第97号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑥ 平成29年1月16日付け広市教学学第130号の諮問事案（諮問第199号事案）
平成28年9月8日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年11月11日付け広市教学学第104号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月21日付け審査請求
- ⑦ 平成29年1月16日付け広市教学学第131号の諮問事案（諮問第200号事案）
平成28年9月30日付けの公文書開示請求2件に対し、実施機関が同年11月11日付け広市教学学第105号で行った公文書部分開示決定に対する同月21日付け審査請求
- ⑧ 平成29年2月23日付け広市教学学第150号の諮問事案（諮問第201号事案）
平成28年9月13日付けの公文書開示請求4件に対し、実施機関が同年12月9日付け広市教学学第119号で行った公文書部分開示決定に対する平成29年1月11日付け審査請求
- ⑨ 平成29年2月23日付け広市教学学第151号の諮問事案（諮問第202号事案）
平成28年9月14日付けの公文書開示請求4件に対し、実施機関が同年12月9日付け広市教学

学第120号で行った公文書部分開示決定に対する平成29年1月11日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記9件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定はいずれも妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、上記公文書部分開示決定を取り消し、特定の個人が識別できるものを除くすべてを開示せよ。

(2) 審査請求の理由

特定個人の識別ができなければ、なんら意見書や決裁書類などについての情報は個人の権利利益を害するものではない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次のとおりである。

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが可能となるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると考えられるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第183、184、186、197～202号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 条例第7条第1号該当性について

請求人は、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、特定の個人が識別できる情報（以下「特定個人識別情報」という。）を除く全てを開示するよう求めている。

本件不開示部分には、個人の氏名、住所、性別、生年月日等の戸籍的事項に関する情報、児童生徒の入学・卒業年度や保護者の職務内容等の経歴に関する情報、障害の有無・程度等や傷病名、運動能力等の心身に関する情報、家族状況や居住状況、社会的活動状況等その他の個人に関する情報が記載されているところ、氏名、生年月日などの特定個人識別情報以外の情報であっても、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することが可能になるほか、個人の人格と密接に関連していることから個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当することから、実施機関が本件開示請求に対し、部分開示とした決定はいずれも妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 8 ・ 1 1 ・ 7	広市教学学第99、100号の諮問を受理 (諮問第184、183号で受理)
H 2 8 ・ 1 2 ・ 1 3	広市教学学第121号の諮問を受理 (諮問第186号で受理)
H 2 9 ・ 1 ・ 1 6	広市教学学第128、129、130、131号の諮問を受理 (諮問第197、198、199、200号で受理)
H 2 9 ・ 2 ・ 2 3	広市教学学第150、151号の諮問を受理 (諮問第201、202号で受理)
R 1 . 5 . 1 5 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授